

議第22号 呉市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

1 改正の趣旨

学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」といいます。）の一部改正により、引用条項の移動が生じたことに伴い、所要の規定の整理をするものです。

2 法の一部改正の内容

産業構造が急速に転換する中で、高度な実践力と豊かな創造力を持った専門職業人材を養成するため、大学制度の中に新たな高等教育機関として専門職大学等が創設されることに伴い、自己啓発等休業の対象となる教育施設に係る定義規定について条項の移動が生じたものです。

3 施行期日

平成31年4月1日